

- 日時：2020（令和2）年8月31日（月）午後2時～午後4時
- 場所：市政情報センター セミナールーム
- 出席者
 - (1) 委員：4名（上玉利委員、高尾委員、中川委員（部会長）、林委員）
 - (2) 事務局：6名（協働部長、ダイバーシティ推進課長、地域総合センター担当課長、ダイバーシティ推進課3名）
 - (3) 関係課：6課（学校教育課、学び支援課、社会教育課、高齢介護課、包括支援担当、障害福祉政策担当）
- 傍聴者：2名

議事(1) 「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」に係る個別の人権問題（高齢者、障害のある人、外国籍住民）について

部会長： 本日の議事の1、「尼崎市人権文化いきづくまちづくり計画」に係る個別の人権問題（高齢者、障害のある人、外国籍住民）について」を議題とする。

まず、前回の部会で出た委員からの意見に対して、事務局で作成している「高齢者」、「障害のある人」に係る修正案について、事務局から説明をお願いします。

事務局： ——資料2～4に基づき説明——

部会長： 事務局から説明のあった資料3、4について、なにか質問等あるか。（「障害のある人」について）

部会長： 国は「障害」の「害」という記載を、法律と合わせ、漢字で表記しているが、変えないのか。

障害福祉政策担当： 現時点で、国が記載について、変える、変えないと表明はしていないが、国の資料など見ていると、「害」の記載については様々な意見があるため、（現時点の漢字表記から）180度方針を変えることはないと考えている。

部会長： 関係団体との連携については記載されているが、問題は市民一人ひとりとの関係であり、その視点のアピールが弱い気がする。

事務局： 市民向けの啓発など、なにか他にあるか。

障害福祉政策担当： 市民向けの取組でいえば、【今後の方向性】の1行目～に記載している、障害者差別解消法や手話言語条例の周知・啓発を進めるための市民・事業者向けの講座等を行っている。

また、【今後の方向性】の10行目～に記載している、公共施設の整備も市民への啓発に繋がると考えており、コミュニケーション支援についても今後一層進めていく予定である。

委員 : ミーツ・ザ・福祉の参加者数はどれぐらいいるのか。

障害福祉政策担当 : これまで例年約2000人程度であったが、提案型事業委託制度を導入して以降、規模が拡大しており、会場もこれまでは橘公園で実施していたが、橘球場に変更している。

参加者数は平成29(2017)年度は約3000人、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度は約4000人であり、以前の倍となっている。

委員 : これまでより多くの、さまざまな人が参加しているように感じる。

部会長 : 教育委員会では、支援学級の生徒など、障害のある人について子どもへの教育をなにか行っているのか。

学校教育課 : 児童や生徒だけではなく、保護者や地域の方向けにも、障害だけではなく人権全般について、公開授業や講演会等で広く啓発を行っている。

委員 : PTAは尼同教(尼崎市人権・同和教育研究協議会)の会員であり、人権に関する取組を行っており、人権教育小集団学習を行っている学校もあるため、そのことに触れても良いかもしれない。

事務局 : 学校での教育・啓発、家庭や地域での教育・啓発については、全体会で審議している第1章において項目を設け、障害についてだけでなく、様々な人権問題の教育・啓発について触れているため、個別の人権問題では詳細な記載は省略している。必要であれば、「地域も含め」など追記しても良いかと思う。

部会長 : 「市民」の中に子どもが含まれているとイメージしづらいように感じるため、教育委員会での取組にもどこかで触れたほうが良いと感じる。

[教育委員会での取組(子どもへの人権教育)については、第1章に記載]

事務局 : 【今後の方向性】の2行目～に記載している「学校向けには～」という文に、「子ども向けには」など追記した方が良いか。

障害福祉政策担当 : 「学校向けには～」という文で記載していることは、障害者差別解消法のリーフレットを作成した時などに市の校長会などで、障害の当事者が作った啓発メニューを示して、必要であれば学校で授業を行う旨を案内する、ということであるため、そこまで広い意味の記載ではない。

(「高齢者」について)

部会長 : 高齢者は、特に災害時に顕著であるが、情報弱者であるため、その視点もどこかに盛り込んで欲しい。

事務局 : その視点については、【今後の方向性】の8行目～に、「シニア情報ステーション」などに触れるかたちで追記している。

部会長 : このような問題は地域でコミュニティが形成されていれば解決されるものであるが、まだそこまでできていないと思うため、心配である。

委員 : 第1部会で審議されていると思うが、人権文化を育むためにも子どもへの教育は手厚くして欲しい。

事務局 : 子どもについては第1部会で審議しており、体罰、虐待、引きこもり、不登校など様々な人権課題について議論がなされているため、全体会でも報告させてもらう。

委員 : 中川部会長の意見にもあったが、例えば高齢者が何かを知りたいとなったときにどこで教えてもらえるのかがわからないことがある。

その場合、コミュニティが形成されていれば大丈夫であるが、実際の生活においては高齢者が置き去りにになっていることもある。

部会長 : 孤立する高齢者については大きな問題となり得るため、高齢者を孤立させないという視点も必要である。

包括支援担当 : 高齢者に限らず、生活の基盤は衣食住であり、例えばスーパーマーケットや金融機関などで高齢者と触れ合う人の役割が重要である。

また、民生委員が気になる高齢者を訪問し、孤立させないような取組も行っている。

部会長 : 尼崎市では民生委員の活動が他市より活発に感じる。

他に意見等ないか。

それでは、続いて「外国籍住民」に係る素案について事務局から説明をお願いします。

事務局 : ——資料2、5に基づき説明——

部会長 : 事務局から説明のあった資料5について、なにか質問等あるか。

現代では様々な国から多くの外国籍住民が来ているが、そのような人たちをニューカマーと呼ぶことが適切か。

事務局 : オールドカマーと対比させるかたちでニューカマーという表現を用いて、項目立てていたが、不要か。

部会長 : 歴史的に、かつて日本の植民地であった韓国・朝鮮籍のうち、日本への特別永住権を認めたものをオールドカマーというが、最近はあまりこの表現を耳にする機会が少なく、この計画に記載するには違和感がある。

委員 : オールドカマー、ニューカマーという表現は久しぶりに聞いた。

部会長 : 書きぶりについて、(本日欠席の)朴委員と調整しておくように。

事務局 : 承知した。

部会長 : 他に意見等ないか。

資料3～5についてのこれまでの議論で出た修正点や課題について、事務局と調整し、第2部会案として、私の方で取りまとめたと思うが、よろしいか。

委員 : ——異議なし——

部会長 : それでは、そのように取りはからう。取りまとめた第2部会案については、後日事務局から各委員に送付させていただく。

議事(2) その他

部会長 : 最後に、「その他」について事務局から説明願います。

事務局 : 次回のスケジュールについて、10月9日の14時～16時に全体会の3回目を開催し、11月13日の10時～12時に全体会の4回目を開催する予定である。

両日ともに会場は市役所議会棟2階の議員総会室である。

正式な開催通知等は後日改めて送付する。

部会長: それでは、これをもって、令和2年度第2回人権文化いきづくまちづくり審議会の第2部会を閉会する。

以 上

当審議会意見を踏まえ、「外国籍住民」に係る素案について、審議会終了後に朴委員と事務局で協議を行い、中川部会長及び他の委員には電子メールにてご了承いただいた事項

- (1) オールドカマー、ニューカマーという項目を削除し、記載を修正すること。
- (2) 「本名では生活しづらいことから日本名を使用せざるを得ないことなどの問題があります。」という記載について、
 - ・「本名」を「民族名」に修正すること。
 - ・「通称名（日本名）」を「日本名」に修正すること。
- (3) 「歴史的経緯に対する理解不足等から差別的言動（ヘイトスピーチ）や結婚等に際して～35.8%となっています。」という記載について、
 - ・「結婚等に際して」を「結婚・入居等に際して」に修正すること。
 - ・入居に際しての差別に関する市民意識調査の結果を本文に記載すること。

以 上